

3. 求人内容はしっかりチェック

Q

どうなる？こんなトラブル！

「月給25万円」の募集広告をみて面接に行ったら、手取りは18万円だと言われました。これっておかしくないですか？

A

これがルール！

求人票や募集広告に嘘を書くことは許されませんが、働くにあたっての細かな内容のすべてが記載されているとは限りません。また「月給」には基本給以外の様々な手当が含まれることがあるほか、税金や社会保険料が控除されます。

仕事を探すときは

新しく仕事を探すにあたっては、ハローワーク（公共職業安定所）、民間の職業紹介事業者、新聞や雑誌・インターネット等の広告など、様々な情報を得るためのルートがあります。どれかひとつですべての求人情報を得られるわけではなく、それぞれ得意な分野も違うため、どこが一番良いともいえません。

●ハローワーク

企業から求人を受け付けて、無料で求職者に紹介している国の機関です。都や特別区・市町村と連携して設置された窓口もあります。

仕事探しをするときの相談や支援をしているほか、若者の支援や福祉・介護の仕事などを専門に紹介する窓口を設けているハローワークもあります。またインターネット上のサイトで、全国のハローワークの求人を検索することもできます（<https://www.hellowork.go.jp>）。

●民間事業者

新しい仕事の紹介や、他社への転職の支援など、企業によってそれぞれ得意な分野は異なります。自分の希望に沿った仕事を紹介できる企業かを、まず確認しましょう。

職業を紹介する企業は法律による様々な規制に従って仕事の紹介をすることが義務づけられています。無許可の事業者の紹介ですと、後でトラブルに巻き込まれることもありますから、許可を受けた企業で紹介を受けてください。許可を受けた企業は「許可番号」

を表示しています。不安を感じたときは、厚生労働省・職業安定局のサイト (<http://www.jinzai-sougou.go.jp/>) で許可を受けているか確認するか、東京労働局・職業安定部に相談してください。

●広告

新聞・雑誌やインターネット上の募集広告は、労働条件の全部を示しているわけではありません。実際の労働条件をしっかりと確認しないと、広告を見て面接に行ったり実際に採用されたりした後で、思っていた条件と違うといったトラブルが起きがちです。

募集広告は的確な表示をすることが求められていますから、嘘をつくことは許されません。しかし、限られたスペースで労働条件の全部を示すのも難しいでしょう。求人広告は、仕事を探すときの参考のひとつと考え、わからない点や疑問がある点は、必ず求人企業に連絡して、確認するようにしてください。

求人票の内容は？

ハローワークや民間職業紹介が用いている求人票には、就業の場所、職種、仕事の内容、正社員なのか非正社員なのかといった雇用形態、雇用の期間、必要な経験や資格など、年齢制限があるときはその年齢、給与の内容や昇給・賞与の有無、就業する時間、休日など、入居可能な住宅や託児所など、選考の方法など、試用期間の有無などを記載することとされています。求人票の内容によくわからないところがあるときは、窓口で相談してください。

求人票の内容について特にトラブルが多いのが、残業時間にかかわらず一定の手当を支払う「固定残業代」です。

固定残業代制度は、実際におこなった残業代にあたる額を支払わないものでない限り認められますが（「Q18. 残業しても手取りが増えない」参照）、そのような制度を用いているときは、求人票に、固定残業代を除いた基本給の額と、固定残業代に対応する残業時間、計算方法などを記載しておくことが求められています。

また、高校や大学を新たに卒業した方に対する求人では、通常の求人票の内容に加えて、社員の平均勤続年数、入社後の教育訓練の内容、平均的な残業時間などの情報を記載した「青少年雇用情報シート」の提出や、これらに関する情報を提供することがあわせて求められています。